

邑楽町告示第233号

平成30年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年12月5日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成30年12月10日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（12名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

平成30年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成30年12月10日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第49号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第50号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 第 5 議案第51号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第52号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条  
例
- 第 7 議案第53号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第54号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例
- 第 9 議案第55号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第56号 邑楽町社会教育施設建設基金条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第57号 町道の路線認定及び廃止について
- 第12 議案第58号 平成30年度邑楽町一般会計補正予算
- 第13 議案第59号 平成30年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第14 議案第60号 平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第15 議案第61号 平成30年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第16 議案第62号 平成30年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第17 議案第63号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○出席議員（12名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
金井幸男	税務課長
築比地昭	住民課長
田部井春彦	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
森戸栄一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
阿部昌弘	都市建設課長
山崎健一郎	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

松	崎	嘉	雄	事	務	局	長
石	原	光	浩	書			記

---

◎開会及び開議の宣告

○小島幸典議長 ただいまから平成30年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時04分 開議]

---

◎諸般の報告

○小島幸典議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

去る12月3日、田部井健二議員から議員を辞職したい旨の願いがありました。地方自治法第126条の規定により、同日これを許可しましたので、報告します。

次に、さきの定例会において議決いただきました群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書につきましては、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣ほか関係大臣宛てに提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会において、本日までに受理した請願・陳情は、配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○小島幸典議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において瀬山登議員、松島茂喜議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○小島幸典議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から14日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの5日間と決定しました。

---

◎日程第3 議案第49号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第3、議案第49号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第49号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度の人事院勧告及び群馬県人事委員会による勧告を参考に、本町職員の給与等について、所要の見直しを行うものであります。

改正の主な内容は、平成30年4月にさかのぼって行う給料表の改定と、平成30年12月期の勤勉手当の支給率を100分の90から100分の95へと引き上げ、年間の期末勤勉手当支給率を100分の440から100分の445とするとともに、平成31年4月からの各期の期末勤勉手当の支給割合を見直すものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第50号 呂楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第4、議案第50号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第50号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町議会の議員の12月期の期末手当の支給率100分の227.5を100分の5引き上げ100分の232.5とし、年間の支給率を100分の440から100分の5引き上げて100分の445といたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第51号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第5、議案第51号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第51号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町長、副町長、教育長の12月期の期末手当の支給率100分の227.5を100分の5引き上げ100分の232.5とし、年間の支給率を100分の440から100分の5引き上げて100分の445といたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第52号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する  
条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第6、議案第52号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第52号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町三役については、給与の減額をしておりますが、教育長が8月9日付で任期を終了したことに伴い、退職金について制度に規定された受給をするため、本条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第53号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第7、議案第53号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第53号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税における基礎課税額等の賦課割合を標準化するに当たり、税率等の見直しを図る必要が生じたため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、基礎課税額分については、資産割額を廃止し、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ引き上げるものであります。また、後期高齢者支援金等課税額分については、所得割額の引き下げに伴い、被保険者均等割額を引き上げ、介護納付金課税額分については、被保険者均等割額を引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 所管でございますので、町長の見解を伺いたいと思いますが、ご存じのように健康保険、これは今、重税感といいますか、多くの町民が非常に保険料が高いというようなことで、そういう声が大きいわけですが、従来呂楽町の場合は資産割というものが導入されておりました。これが将来に向けて今のところまだ十分ではありませんけれども、これを資産割をなくして、そして50対50という形にしていこうという方向に向かっているわけです。

今説明がありましたように、一応確認の意味でお尋ねしたいと思いますが、資産割がなくなることによって、その分がマイナスになる。それを補うという意味だと思いますが、それを所得割、平等割をできるだけ近づけて、最終的には50対50にしていこうということの中での改正というふうにとめてよろしいでしょうか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 ご質問のとおり、応能応益割を50対50ということについて、やはり受益者負担ということも含めて、今まで資産割が課税されておりましたけれども、それを平等化するということで、ご質問のとおりでございます。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第54号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第8、議案第54号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第54号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、家庭的保育事業における食事の提供の特例の追加など本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第55号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第9、議案第55号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第55号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額の助成について、一部見直しを行うため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 担当課長にお伺いいたします。

今まで呂楽町の福祉医療費の支給がされていたのは、重度障害者の1級、2級、それから母子家庭、父子家庭、ゼロ歳児から中学生まで、それから高校生の入院時に福祉医療費のその助成を行っていたというわけですけれども、今回その福祉医療費の入院に関して、重度障害者1級、2級の方たち、障害者といいますと、障害児も含めてですけれども、障害児、障害者に対しての食費の負担を支援していたのを、それを取りやめるという意味のことでよろしいでしょうか。そこのところを確認したいと思います。

○小島幸典議長 築比地住民課長。

○築比地 昭住民課長 お答えいたします。

塩井議員のご指摘どおりでして、ただ全員というわけではなくて、課税世帯に対してのみ今回ご負担をお願いしたいということになります。

○小島幸典議長 塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 課税世帯の方だけにかける、課税世帯というのが、とても先ほど税条例のほうでも難しいものでありますけれども、一般の方は、一般の方というか、給与収入の場合は204万円以上、それから年金収入の場合は216万円、それから65歳の方は245万円と複雑な計算がされますが、これが非課税というのは、私そこの辺が勉強不足でございますが、80万円以下が非課税と思っただけですけれども、もっと細かいいろんな条件が加わってきているようですけれども、そうするとこの計算方式は説明が私にも余りよくできないのですけれども、この食事負担になりますと1食460円が障害者の方たち、障害児の方たちにかかってくるということですね。そうすると1日にすると掛ける3なので、1,380円もの負担を強いるということではよろしいかどうかということと、この自己負担がふえますと、今まで医療費は病院に入院しても負担はなく、安心して入院治療を受けられていたわけですけれども、この弱いというか、悩みが多い、将来をどうしようという不安をいっぱい抱えている方たちが入院したとき、まさにさらにそのときは病気に対する不安が増強しているときです。そのときに食事はお家でも食べているのだから、病院でも出してくださいよと、このような短絡的な方向でこの福祉行政がいいのだろうかというふうに感じるわけでございます。

先ほどの点1点と、自己負担がふえる。それでは、非課税世帯、重度障害者と重度障害児と高齢重度の方にかかるということですが、その人数的なものを教えていただきたいです。

○小島幸典議長 築比地住民課長。

○築比地 昭住民課長 お答えします。

1食当たりの食事代460円というのは、ご指摘どおりです。3食となりますので、1,380円という

ことになります。

今回、重度心身障害者、障害児対象者ということになりますが、全部で約500名です。この中で課税世帯に入ってくる方、約200名ということになります。こちらの方に関しましては、応能負担ということで、今回食事代標準額についてお願いをする内容となっております。

○小島幸典議長 塩井早苗議員、3問目なので、まとめてお願いします。

○5番 塩井早苗議員 はい。では、これで町長にお伺いしたいと思います。

これは、県と市町村が2年もの間協議をしてきたというわけですけれども、町長は今まで福祉を大切にするというふうに言っている言葉を何度もお聞きしています。今回しっかりと守っていかなくてはならない重度身体障害者の方たちに対して、この負担を強いるということはこの条例を提案したわけですけれども、今までおっしゃってきた福祉行政に対するご自分の意欲が変わってきたのか、それとも国保や町のお金が出ていってしまうのを節約しなくてはならないから、これも本当は守っていくべきところを排除してしまっているような気がするのですけれども、今回これを提案した理由と今後の方針、どうしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 ご質問にお答えをいたします。

福祉制度のみならず、福祉の充実については、私は今まで以上に一層の努力をしたい中で、町民の皆さんへの充実を図っていくということについては、変わりはありません。では、なぜその福祉医療制度についてということでもありますけれども、この福祉医療制度というのは町の事業サービスの中でも大半を占める部分であります。子供、そして母子・父子家庭、そして重度障害者の方々へのサービスをそれぞれ無料で提供しているという形になるわけでもありますけれども、ではなぜその重度の方についてのみいわゆる入院についての食事代ですけれども、これを費用負担を強いるのかということでもありますけれども、ご案内のように私の立場とすると、いわゆるこの重度の皆さん方については、今ちょっとおっしゃられましたけれども、在宅での生活をされている方、それから介護施設等に入所されている方、この方々については自己負担、自分のお金で食事を食べているということでもありますけれども、この福祉医療制度では、その方について、特に所得があると、今非課税世帯という話はありませんけれども、所得のある方については応分の負担をお願いするということをお願いしているわけでもありますけれども、これはやはり税の公平執行の点から1つありますし、それから何と云っても、この制度を持続的に将来にわたって医療費の問題等をこれからますますふえてくるわけでもありますので、それらの医療費等が安定的に持続可能になるような考え方を持っていく必要があるだろうというふうな考えに立ってお願いをしたわけでもあります。

課長のほうからも細かくお答えを申し上げましたけれども、人数が少ないからというだけではなくて、やはり所得があって、その負担をする能力のある方については、ぜひ食事、1日1,380円ということになりますけれども、お願いをするというものでありまして、決して福祉制度を後退さ

せるものではありません。あくまでも持続的にこの制度が引き続きとり行われるようにしていきたいという考え方であります。町のほうでは平成28年にこの福祉医療の関係については、高校生の入院についても無料ということでの福祉拡大を図った経緯もありますが、私はその税の公平な執行ということで考えていけば、やはり多くの皆さんに福祉サービスが拡大できるような考え方は、今でも、これからまた今後も変わらないで進めていく、そのような考え方であります。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 町長に質問させていただきます。

群馬県の福祉プランというのをご存じだと思いますけれども、福祉プランは平成27年から平成31年の5年間ということで明記されております。基本的に群馬県の福祉プランは、その基本理念というものは「県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」ということで、5年間これを継続しますということなのですけれども、今度食費の負担をするということに関しては、私は福祉の後退だと思っておりますが、町長はどのように考えられますか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 ただいまもお答えをいたしましたけれども、福祉の後退、その部分で見れば、そのような考え方も理解はできますが、この福祉制度、子供の中学校までの無料化、それから母子・父子家庭の無料化、そして重度の皆さんのいわゆる非課税世帯についての無料化ということは図られるわけでもあります。

繰り返しになりますけれども、所得があり、収入があって、負担能力がある方については、応分ないわゆる受益者負担という言い方はちょっとそぐわないかもしれませんが、応分な負担をしていただいて、そしてこの福祉医療制度が医療費が増大した場合でも、持続的に制度を進めていける、そういう安定も必要だろうということの考え方に立っているわけでもありまして、県のほうの平成27年から平成31年、5年間の基本理念についても安心して安全で生活ができるようなという考え方はそれに準拠しているものだと私は理解しております。

○小島幸典議長 坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 私が質問させてもらったのは、後退をしているのではないかということに関して明確な答えとなっていないような気がするのですが、その点はいかがですか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 私は、後退しているか、していないかという判断でいけば、やはり後退をしないような政策をしていかななくてはならない。私は、後退しているという考え方は持っておりません。なぜならば、先ほど申し上げましたけれども、この制度が持続的に中学生まで、あるいは高校生までの医療費、それから母子・父子家庭、重度の非課税の世帯の皆さん、この人たちが医療費がこれからどんどん上がることが見えているわけですので、この部分について安定的に、ましてや長

期的にこの制度が行われていく必要が私はあるだろうと、そのように思っておりますし、そのことをまた努めていかなければいけないということの考え方から、決して後退をしているということには私は当たらないと、このように思っております。

○小島幸典議長 坂井孝次議員、3問目でまとめてください。

○10番 坂井孝次議員 はい。最後の質問です。

群馬県がそういう形で福祉を5年間続けますよということをやっている、今回見直しをする必要が出てきたということですね。だから、それに対しては私自身は弱い人に支援をするのが、弱い人を助けるのが政治だと思っているのですよ、スタンスが。それなのに弱い人が課税対象だ。ちょっと幾ら上がったにしても、大したことはないのに、重度の障害を持たれている人に対して、なおお金を払えなんていうことは絶対にあるべきことではないと思うのです。県もそのようにここに書いてありますように「地域のニーズを踏まえた福祉を展開すると、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を築くことを目指します」と、こういうことを言っているのですから、その方針が変わったら、町長はその時点で県のほうで、これは県の今までの方針とはちょっと違うのではないですかと言っていくのが本来だと思うのです。だから、要するにこういう小さい問題から改善していかないと、でっかい問題なんか解決できないと思っています。だから、一番大事なのが、町の情勢をよく見て、これはちょっと福祉的に見たらマイナスではないかというようなことが、この理念から反するようなことがあったら、積極的に町を代表してそれを言うべきだと思います。

だから、これから福祉がどんどん補助が少なくなってくると、みんなどうなるかということ、将来の生活が不安になります。そうすると金を使いません。経済は疲弊します。そうしたら税金なんか上がりっこありません。私は、そういう点から町長はそういうスタンスでぜひこの県のスタンスに対してはこうだということをお願いしたかったと、私は今これは要望ですので、回答は要りませんが、よろしく願いいたします。

○小島幸典議長 回答はいいですか。

○10番 坂井孝次議員 はい、結構です。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありますか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 まずお聞きしたいのが、この条例を改正するに当たり、その国のほうの改正があって、それに伴って行うものなのかという点です。

また、近隣市町の事例等わかれば教えていただきたいと思います。

○小島幸典議長 築比地住民課長。

○築比地 昭住民課長 お答えします。

初めの国からのという部分につきましては、そうではなく、群馬県と35市町村の間で福祉医療費のあり方について、さまざまな協議がなされた中で、35市町村一緒に今回改正をしましょうという

ことになったという、簡単に申しますとそういう経緯です。

近隣の状況ですが、35市町村やはり一斉にやっていくということで、今回12月議会にかけている市町村が非常に多い状況です。郡内ですと板倉町のほうは可決しておりまして、本日大泉町と千代田町のほうも本会議でかかっている最中という情報を得ております。

以上です。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 今のお話を伺うと、群馬県の中の35市町村が足並みをそろえてというお話でしたけれども、その経過はさまざまあるとおっしゃいましたが、これは町長に伺わなくてはならないのですけれども、町長も恐らく町村会含めて、この件に関して議論を行う場には恐らくいらっしゃったと思います。そういった場でこの件に対して何か意見を述べられたのでしょうか。その点について確認をさせていただきたいと思います。もし述べられたということであれば、どんな内容だったのか教えていただきたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 審議会が発足された中でということですが、その場には私は同席をしておりません。したがって、もちろんご意見も申し上げるすべもないのですけれども、その全体の流れの中では、いろいろ議論があったという報告は受けております。問題なのは、先ほどもちょっとお答えしたかと思いますが、在宅の方々、それから介護福祉の施設に入っている方々とのこの福祉医療費だけがなぜ食事代が無料なのかということが大きなこの議論になったということについては、県の課長のほうから報告を受けております。

以上です。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 今のお話ですと、直接その場にはいらっしゃらなかったということですが、その審議会の中で議論された内容、また結論について町長のところに当然報告があったと。それを見た町長は、その審議会に対して何ら異論もなく、何も質問もなさらず、全て内容を理解し、また合意したと、そういった解釈でよろしいのですか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほども福祉の後退ではないかというお話がありましたけれども、それはそれとして、やはり県のほうから医療費の2分の1が町のほうに交付金として来ます。その金額等を見た場合には、これが単年度ということであればいざ知らず、これがずっとその交付金がなくなるということを考えてときには、やはり慎重にあるべきだという考え方から、提案をさせていただいていると、そういうものです。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 私も客観的にこの条例の改正の部分見させていただきました。また、前者の

議員の質疑応答も聞かせていただきましたが、その中でやはりこの食事の部分の負担がふえるということなのでしょうけれども、町長の答弁の中では、この事業を継続的に行っていくためのいわば、言ってみれば財源の確保という部分もあろうかと、私もそれはその部分については納得はいくのですが、急に先ほど課長のほうからありました1食当たり460円、3食ですから1,380円ですか、という金額がのしかかってくるということですが、これを段階的にやはり引き上げていくというか、負担を段階的にお願いするというような方法も私はあるのではないかと思うのです。結構1日1,380円となりますと、かなり高額といいたいまいしょうか、そこが非常に私は大きな負担にはなってくるのかなと。また、課税世帯と非課税世帯のそのこの区分、ぎりぎりの線で課税世帯になっている方、またその課税額が大幅に所得があって高い方、ここではやはり生活水準にかなりの開きもあると、そういったところも考慮すれば、やはりもう少し中身を熟知した中で、やはりその段階的な負担増という形もとれたのではないかなと私は思います。これは、私の意見ですので、また町長にはぜひそういうふうにしていただきたいなという要望も含めて、まとめさせていただきました。

終わります。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 関連した質問になりますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

国際的に見ても、国連で障害者の権利条約、これが批准をされまして5年になります。ことしでちょうど5年目になると思う。日本政府もこれは批准をされているわけです。先ほどこの問題は県を通じてということの説明が課長のほうからもありましたけれども、これはもうさきの通常国会の中で、今回のではなくて、もっと前から既に厚生労働省のほうから、この問題が食費の負担をしてほしいというのは、もう既に国のほうから出ているのです。何も国のほうからない中で、県が独自にやるわけないではありませんか、これだけの非常に今障害者の問題叫ばれている中で。ですから、やはり私はいつも思うのですが、国の方針に沿って県も、自治体も下請機関になっていると言わざるを得ないというふうに私思います。

そういう点では、今ここに提案をされておるのは、邑楽町としての条例ですから、お隣の太田町が、板倉町がというのではなくて、邑楽町独自に私は当然考えてもいいのではないかというふうに思います。

そういう点からすれば、今先ほど税の不公平感という話もありました。確かにそういうことも一理あると思います。ただ、ここに先ほど住民課長から渡されました障害者については非課税枠が優遇されておりますという文書をいただきました。しかし、この金額を見ると、もうこれで今非常に低所得者と言われている人たちが、こういう中に特に障害者の家庭の中、非常に多いのです。これの中で生活、現実にはこの金額でやっていけません。そういう中であって、たとえ食費は今まで無料でやられていたのをこれをなくすということは、要するに負担が多くなるわけですから、せめて

邑楽町ではこういうものをやはり住民の暮らしと命を守るという立場からすれば、町長とすれば、やはりそこを防波堤の役割として、邑楽町独自に守っていくという姿勢が私は必要なのではないかと。

この福祉政策というものは、やはり今全ての面で後退をしております。ですから、それをむしろそうではなくて、これを充実、拡充していくというふうにならなければ、やっぱり本当の意味での福祉政策にはならないという点は私は強く感じるわけですが、その点についてくどういようですが、再度町長の考えをお聞きしたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

私は、必ずしも国、県に合わせた、それに従順をして町としての福祉の充実を図っているつもりではありません。国は国、県は県です。したがって、先ほどもちょっと触れましたけれども、町の独自の考え方では、他の市町村ではまだやっていない高校生の入院の費用負担も町のほうでやりましょうということで、これは他の市町にはないと思っております。最近あちこちでそういう話は聞こえてきますけれども、それをうちのほうでは平成28年から行っているということ、ただ問題は、問題はくどくなってしまうけれども、この制度を安定的に持続をしていくということを考えれば、やはり所得のある方については応分の負担をしていただくということは私は必要ではないかなというふうに思っています。

先ほど国民健康保険税の条例についても、資産割、所得割、平等割、均等割と、こうありましたけれども、これ一つとっても、いわゆる力のある方については、やはりそれ相当の費用を負担していただくということで改正をお認めいただいたわけでもありますので、私はこれから町の福祉政策については、今までよりももっと下がると、サービスを低下させるというような考え方は持っておりませんし、町民の皆さんの意見を聞く中で、充実、拡大を図れる分については、議員の皆さんとも相談しながら進めていくつもりでもありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

先ほど厚生労働省からというお話がありましたが、確かに今まで1食260円であった食費が、今度は460円ということで、1日に換算すると600円ほど上がって、3食ですから600円の負担増になります。やはりそれらも他の公共的な部分では自己負担をして行っている方もおられるわけでもありますので、そういうことの均衡を図る上での今回のこの改正ということをお願いしているわけでもあります。要は長期的に安定してこの制度が運用できるようなことが大きな問題ということでもありますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○小島幸典議長 大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 これ最後にしますけれども、やはり町長、実態を見る必要があると思います。わかります。今までそのやっぱり税の不公平感、そういう点から来るにしても、応能負担といえますか、払っていただける人には、まずこれはわかります。しかし、実態をやっぱり私は把握してい

ないと思います、邑楽町の今の実態を。これを1つは緊急にやっぱり調べる必要があると思う。その中でどうしてもそれに対しての補助なり、援助が必要だという人は必ず出てくるわけですから、そのところの枠は別として考える必要があるのではないですか、今後。この問題について、この条例ですから、私は反対ですけれども、仮にこれが条例が通ったとしても、その後のフォローというのはやっぱりどうしても必要だと思います。それはいろんな名目でも考えてもいいかと思うのですが、本当に困っている人は、わずかな金額でも食費をこれ削られるということについては、深刻な問題というふうに話しておりますので、ここのところはぜひ真摯に考えていただいて、今後の対策の中に生かしていただきたい。これは、要望といたしておきます。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

塩井早苗議員。

〔5番 塩井早苗議員登壇〕

○5番 塩井早苗議員 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案に対し、反対討論を行います。

邑楽町は、今まで福祉に手厚い町と言って私は自負していました。でも、それを今回重度心身障害者の医療費の中で、食費を負担していただくという条例が提案されました。これは、とても残念なことであります。重度心身障害者または障害者の方たちが大変な思いをして生活している。そしてまた、さらに入院を余儀なくされて入院になったとき、お家と同じように食事は食べているのだから食費は負担してもらいますよ。この理論に矛盾があるように感じるのです。無理があるのです。

これは、全くの弱い者いじめとしか言いようがありません。今、収入はふえていかない。年金は減額になる。保険税は先ほども私は賛成しましたがけれども、国保税も上がります。いろんな補助は打ち切りになるというのは、本当に情けない限りです。せめてこの福祉医療費の対象者、先ほども質疑の中で言いましたが、障害者1級、2級の方、母子家庭、父子家庭、ゼロ歳児から中学生まで、また高校生の入院時、これが福祉医療の対象になるということでございましたが、これはずっと続けてほしい。いつまで続くかもわからない。持続可能な制度として維持したいというふうな町長の答弁でありましたが、今後は介護保険も難しくなってくる。国保も難しい。いろんな難しさが生じてきます。

今、何で重度心身障害者の大変な方たちにここのところから扶助を取り消すのかということに対しては、とても残念でなりません。議員の皆様をお願いでございます。これを邑楽町は反対しまし

た。近隣市町村とは違いました。邑楽町議会は頑張りました。こんな結果を出していただきたいと  
思います。私の言葉が整いませんが、反対討論に賛成していただいて、この条例案を否決するよう  
にお願いいたします。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

坂井孝次議員。

〔10番 坂井孝次議員登壇〕

○10番 坂井孝次議員 私は、議案第55号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例について反対討論をさせていただきます。

福祉というのは、どうしてもこれからもどんどん難しくなるという環境にあるというのは、これ  
は誰でもご存じだと思います。社会現象が今どんなふうになっているのかなというふうに自分自身  
が考えると、今だけ、金だけ、自分だけ、そういう3つの要素でもって代表されて考え方をみんな  
考えているように思います。私はそう思います。そうすると今だけということを見ると、今これ  
はいいのではないかということですが、将来的なのは一切考えていないというふうに見えま  
す。

そこで、なぜ将来的かどうかと生意気なことを言わせてもらいますと、皆さんもちょっと覚えて  
おられると思いますけれども、今、人口がどんどん減っています。日本の総人口が平成30年11月1  
日現在、1億2,645万人です。そこに今どうということが国として行われようとしているか。オスプ  
レイが平成28年度予算で1,321億円計上されています。12機のオスプレイが買われます。これを人  
口で割りますと、1人当たり1,044円の負担になります。今でさえ日本は100兆円の国家予算でやっ  
ていますが、借金を返すのに、4割が借金の返済に充てるのです。40兆円を借金返済に充てる。こ  
んな社会はないでしょう。それだけではないです。これからまた今度イージス・アショアというの  
を買う予定でいます。それは大陸間弾道弾で、よそから飛んできたら撃ち落とさなければ日本は大  
変だということで、その金が2機を買うことになっているようですが、防衛予算の試算で2  
機で1兆8,000億円かかります。将来こういう非常に金がかかることが矢継ぎ早に政府のほうで検  
討されています。それは日本国民を守るためだというスタンスですから、そういう考えもあると思  
います。ただし、それを皆さん、人口で割ると1人が幾ら負担しなければだめだというと、1万  
4,234円になります。1万4,234円、イージス・アショアを買うと。要ると言う人と要らないと言  
う人がいるから、それは考えがそれぞれ自由ですが、こういう将来に負担かかるのがあり、国  
家予算が借金だらけ。福祉でこれからだんだん、福祉の国だなんて言っているけれども、そんな  
のは福祉に金が回るようなことは考えられません。だから、私はこういうことはやっぱり小さい自治  
体から県のほうに提示をし、国のほうにやっけていかないと、これから県も国もいい国にはなら  
ないと思います。だから、本当にこれが私はそういう観点からいくと、将来非常に厳しい環境にな  
ると思います。ですから、今だけ、金だけ、自分だけというのよりも、これからは人に対して、みんな

に対してどうなるかというのを考えて、こういう考えを持って福祉の充実を図っていきたいというふうに思い、私はこの件について反対をさせていただきます。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

松島茂喜議員。

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 議案第55号につきまして、私も反対の立場から討論させていただきたいと思います。

先ほど質疑の中で町長にもお聞きをいたしました、聞いている限りでは、県のほうとの足並みをそろえると、端的にそういった考え方だけで今回の条例を提案してきたと、そういうふうにもうかがえるような内容でございました。これが1つ、反対の理由でございます。

それから、もう一つは、この障害者の方の住民税の非課税の部分ですが、所得金額が125万円ということで、かなり低い金額に設定されているということです。例えば125万1円ないし10円でもいいのですけれども、それを超えた方々から無限にやはりもっとも所得の高い方々まで同一的な扱いを受けるとい形になろうかと思えます。そうなりますと、そういった部分では、やはり公平性に欠ける部分もあるのではないかと、その点が2つ目。

それから、もう一つは、先ほど質疑の中でお話ししましたが、これを段階的にやはり負担をしていただくような、そういった検討もなさるべきだと、そういったところがまだされていないという点が3つ目。

この3つの理由をもちまして、本案には私は今回は反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第55号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小島幸典議長 起立多数。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前11時12分 休憩〕

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時21分 再開〕

---

◎日程第10 議案第56号 呂楽町社会教育施設建設基金条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第10、議案第56号 呂楽町社会教育施設建設基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第56号 呂楽町社会教育施設建設基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現行の呂楽町社会教育施設建設基金条例は、その設置目的が中央公民館建設財源の積み立てに限定されているところですが、このたびの中央公民館建設事業の完了を踏まえ、また将来の総合体育施設建設事業に備えるため、条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 全員協議会の中でお伺いをいたしましたけれども、まだ私の判断材料とするところちょっと乏しいのかなというところなので、何点か確認の意味で質問させていただきたいと思っております。まず最初に今回改正をするという条例と、その基金条例はほかに公共施設等整備基金条例がありますけれども、それ双方のその違い、その点についてお伺いをしたいと思っております。具体的には公共施設等整備基金のほうで賄うことができるその施設名、それから今回創設する、創設というか、開設するスポーツ施設というふうなうたっておりますが、今回改正を行うその基金の中で施設の整備を賄うことができるその施設の名称、その辺の違いを明らかにしていただきたいということが1つ。

それから、もう一つは、これも全員協議会のほうでもお伺いをいたしました。今、町で行っている公共施設の管理計画、これもあると思っております。ですから、その部分について、この基金が賄おうとするその施設の計画がどういうふうになっているのか、その点について2点、まずはお伺いをしたいと思います。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 私のほうから公共施設等整備基金についての整備できる内容ということでご説明申し上げます。

これにつきましては、いわゆる公共施設ということで、広くインフラ等も含めた道路等のものから、施設、建物も含めて特に施設を具体的に絞って基金として積んでいるものではありません。公共施設ということでの建設事業に対して使えるものというふうに認識しております。

今回の社会教育施設建設基金につきましては、あくまでもその中でも社会教育施設、しかも今回の改正でスポーツ施設ということで、基金の使い道を限定することにより、より明確に基金の設置理由を示したものというふうに考えております。

また、公共施設の総合管理計画の中では、基本的には既存の施設についての今後の計画等をしていくものでございます。新たな施設については、計画の中では盛り込んでおりませんので、一応そういう状況、総合管理計画はそのような計画という形になっております。

以上でございます。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 あくまでも公共施設等整備基金のほうは、広く道路等も含めた中で事業を限定することなく積み立てている金だと、そういった説明でありました。一方は、今回改正するほうの基金については、明確にその基金の使い道をスポーツ施設と限定するというような明快なご答弁でしたが、全員協議会の中でも私お伺いをしたと思うのですが、このスポーツ施設というのは、中央公民館と明記されていたときと比較をすると非常にこれ具体的ではない。スポーツ施設といっても、さまざまなスポーツ施設があるわけございまして、例えば整備されていない中では、既存のものでない中には、専用のグラウンドゴルフ場であったり、ゲートボール場であったり、そういった軽スポーツも含まれているものと私は解釈をいたしております。果たしてそのランドデザイン的なものが描かれていない状況の中で、この基金を創設する私は意味があるのかどうか、そこがよくわかりません。中央公民館のときもそうでした。たしか平成25年に創設された基金条例だったと記憶をいたしておりますが、既にそのときには中央公民館のある程度のランドデザインが描かれていた状況かなと思います。というのは、もう既に町民の方を交えた検討委員会等も立ち上がっていて、その検討委員会の委員の意見を伺った中で、どういった施設をつくるべきなのか、そういった具体的な議論がされた後に基金が創設された。実際には建設をするときには、その基金だけでは足りないということで、公共施設等整備基金のほうからも繰り入れをしたと、そういった私は現状があったと思います。

ですから、比較をいたしますと、今回のその基金の創設、創設というか、改正については、全員協議会の中で伺ったところ、残金がゼロということで全くなくなってしまったということですから、当然これは一旦廃止をいたしまして、その間公共施設等整備基金の中にできる限りその積み立て必要になる分があれば、そちらのほうに一旦積んでいただいて、そして町民の方を入れた検討委員会を立ち上げて、その結果を見た後に新たな基金として創設するのが私は筋ではないかなと思っているのですけれども、その点について町長の考え方をお伺いをいたします。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほども提案理由の説明の中で、具体的にこういった施設ということは申し上げなく、総合体育施設の建設ですということであります。今ご質問があったように、そういった施設はほかでもあるではないかということですが、具体的に申し上げれば、この施設の建設ということについては、現在利用している町民体育館がかなり老朽化をしているということがあるわけでもありまして、この体育館の建設に向けてということでご理解をいただきたいと、このように思います。

さて、その建設ということについていつごろとかということもこの全員協議会の中ではご質問がありました、これについては町の事業執行の中で剰余金が出た場合ということが1つあるわけでもありますので、その1つ、剰余金のうちの2分の1は、財政法によって、財政調整基金のほうにのしなさいと、それ以外については、その目的とする基金のほうに積み立てをとということでも過去はやってきたわけでもありますので、公共施設と何ら変わりはないではないかということですが、それは先ほど総務課長がお答えをしたような考え方で基金条例を改正したいということです。

最後に廃止してからということも一つの考え方ではあるかと思いますが、その今あるいわゆる中央公民館の基金があるわけでもありますので、その名称を社会教育施設ということで、変えるということだけについてのちょっと議論が、懸念があると思いますが、私はそういった目的を持って基金を創設するということは、今の財政的な状況を考えれば、やはり明らかにして積み立てるほうがベターであろうという考え方に立ってお願いをしているものであります。多くの皆様のご意見をということも一つの方法ではありますが、将来的にその老朽化した施設の建設ということ考えた場合に、積み立てをする金額がいつ幾らということも申し上げられませんけれども、その事情によって変わりますので。ただ、基金を保有しているということについては、建設する場合にやはり十分準備ができる体制ができるのではないかとお願いしている、そういうものでございます。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 今の答弁では、私が仮に町民の方々からこの基金が創設された後、これはどういう施設ができるのだというふうに聞かれた場合に、その説明責任が果たせない状況です。先ほど答弁の中には、老朽化した町民体育館の建設というふうに明確におっしゃいましたけれども、それであるのだったら、この社会教育施設をスポーツ施設に変えるということではなくて、社会教育施設を、そこを新しい新町民体育館とか、そういう名称に具体的にすればいいではないですか。なぜスポーツ施設とそういう濁した形になっているのでしょうか。それで、今の私の問いの中では、そういった具体的なお話がありました、全員協議会の中でも言いましたけれども、隣の武道館も含めて同じように老朽化しているわけで、それを一体化させるのか、また分散してつくるのか、そういったところの説明も一切できない状況でしょう、今の状況では。

なぜできないかといえば、先ほど言いましたように、町民の方々の検討委員会を踏まえてから、こういった基金を創設したからではないからです。中央公民館もそういうプロセスを経てきたではないですか。私は、同じようにそのプロセスは経るべきだと思っています。その点についての考え方ははっきりしていただかないと、町民の人たちに対しての説明が私できません、今の状況で。そういうできない状況の中で、賛成はもちろんできません。ですから、その点をはっきりしていただきたいと思います。

まずは、その1つは、整理しますと、老朽化した町民体育館だけを新しく建て替えるための基金なのか、それとも仮にほかの施設もあわせて統合して、具体的には例えば武道館、例に挙げれば武道館もそうですけれども、それもあわせてつくるのか。そして、その建設費用をどれくらい見ているのか、基金の積み立て期間をどれくらい見ているのか、そういったところの具体性のある話を私は聞きたいと思います。その点について説明いただければと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 具体的な話として、町民体育館ということを申し上げたのですが、あれはほかの施設もありますね。総体的に考えていけば、どこにつくるか。場所的なことはおおよそあの地ということになるわけでもありますけれども、今言った武道館というお話がありましたが、それらもその状況に応じてということになると思いますが、そういうことで総合体育施設ということに入っているわけでもありますけれども、わかりやすく町民体育館ということは申し上げたということであります。

それから、どれくらいの費用で考えているのかということについては、中央公民館のときもそうだったのですが、特にあのときは私が具体的に幾ら幾らと、16億円というお話を申し上げました。それがそのときの状況と、その後のいろんな経済的な状況で、いろいろ変遷がありました。したがって、その16億円の範囲内ということではありますけれども、やはり有効に活用する場合には、もう少し弾力のある範囲内の予算ということも必要かなというふうにならざるを得ないわけでもありまして、幾らの総合施設をつくるのか、幾らの金額でどうなるのかということについては、現段階では特に申し上げることができませんので、要はその施設をつくるということについて余りその年度において多くのお金が支出されないような預金といいますか、積み立てをしておきたいということでもありますので、これは今、議員のほうで説明責任がということではありますが、そういうことを申し上げていただければ、ご理解をいただけるものではないかと、このように思っております。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

松島茂喜議員。

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 議案第56号につきまして、反対の立場から討論させていただきたいと思いません。

先ほど私が行いました質疑の中でもありましたが、まずこのスポーツ施設という文言が非常に具体性がないということ、先ほど町長の答弁の中にありましたもし新体育館の建設ということであれば、それに特定した財源ということで基金を積み立てるのであれば、その文言に変えていただく。これは、当然のこと。しかし、現実にはスポーツ施設というまま、これでは曖昧なので、町民の方々から何ができるのだという話を聞かれても、具体的に私たちは説明できない状況、その中で賛成をすることができないというのが私のスタンスであります。

そして、もう一つは、その今回の基金を創設するまでのプロセス、過程です。その部分について残念ながら私は納得はできないということであります。先ほども申しあげました中央公民館のときには、町民の皆さんの意見を聞くべく検討委員会等を立ち上げ、非常に段取りのいいプロセスを経て、基金条例もその後、平成25年に創設をして、たしか6億7,000万円ぐらいまで積み立てたと思えますが、そういった具体的な計画を立てた中で、この基金を有効的に活用してきたと、そういったことがございました。それに比較いたしまして、今回は非常に目標がぼやけた中で、また計画も具体性もない中での基金の創設という形になっております。そういったプロセスの部分で非常に明快な部分がない。この部分もやはり町民の方に聞かれたときに、私のほうから説明することが非常にこれは難しいということが2点目でございます。

総合的に申し上げれば、やはりこういった大きな事業を行おうとしたときには、町長のほうから、もちろんトップダウンで行っていくことも必要なかもしれませんが、しかし、多額の税金を投じる以上は、それだけしっかりとしたプロセスを経て、町民の方々の意見をまずは聞いて、どんな形がいいのか、どれぐらいの予算づけが町としてはできるのか、そういったことも含めてスポーツ関係者の皆さんとお話をした中で私は進めていくべきだと、今回はそういったプロセスが全く図られていない中での急なその基金の改正になりました。そういった意味を含めまして、そういった理由で反対の立場とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに討論ありますか。

神谷長平議員。

〔8番 神谷長平議員登壇〕

○8番 神谷長平議員 議案第56号に対して反対討論をさせていただきたいと思えます。

2点あるのですが、まず1点は、人口減少が続いている中で、将来計画、施設の統廃合の計画ができた時点でよろしいのではないかなと。

もう一点については、やはり基金というのは、充てる名目を明確にすべきだと思います。今までも例えば役場庁舎やったときも役場庁舎、公民館やるときも公民館、こういうスポーツ施設ということでは、時代が流れた場合には、このスポーツ施設がどういう形で利用されるか、その辺も考えるべきだと思いますので、基金を積み立てるのならば、固有名詞を出して、当然基金を積み立てるということは、将来に対してすばらしいことだから、賛成はいたしますけれども、この固有名詞ということを出さないということについては、私は反対をさせていただきます。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第56号 邑楽町社会教育施設建設基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小島幸典議長 起立多数。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第57号 町道の路線認定及び廃止について

○小島幸典議長 日程第11、議案第57号 町道の路線認定及び廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第57号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

多々良川の改修事業及び建築基準法の接道に伴う町道の路線認定及び廃止をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 阿部都市建設課長。

〔阿部昌弘都市建設課長登壇〕

○阿部昌弘都市建設課長 ただいま町長より提案されました議案第57号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び廃止調書のとおり、3路線を認定し、1路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項に基づきご提案をさせていただきます。

このたびの路線が認定されますと、町道の路線数が1,504路線、総延長で46万4,001メートルになる予定でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第57号 町道の路線認定及び廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第58号 平成30年度邑楽町一般会計補正予算

○小島幸典議長 日程第12、議案第58号 平成30年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第58号 平成30年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,006万2,000円を追加し、予算の総額を87億5,278万7,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税6,000万円、国庫支出金277万6,000円、県支出金1,496万円及び諸収入104万6,000円等を増額するものであります。

歳出については、議会費261万8,000円、総務費3,935万5,000円、民生費1,778万4,000円、衛生費525万2,000円、農林水産業費1,036万9,000円、商工費203万円及び土木費782万円等を増額し、教育費518万8,000円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神谷長平議員。

○8番 神谷長平議員 10款の教育費、5項の社会教育費ですか、4日の公民館費についてですけれども、その中の需用費の中で光熱水費についてお尋ねをしたいと思います。

当初予算が343万1,000円で計上され、今回補正が427万6,000円と、当初予算よりも倍以上の数字で計上されてきております。これらについては、年度当初試算するときに、どのような状況で試算されたのか確認をしたいと思います。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

○半田康幸生涯学習課長 お答えさせていただきます。

まず、多額の補正が発生をしたということにつきましては、所管の責任者として大変責任を痛感しているところでございます。この光熱水費につきましては、主に電気料の増ということでございます。議員がおっしゃるとおり、当初の見積もりの際に、電気料の使用量及び単価について積算に甘さがあったということでございます。具体的に申し上げますと、まず1つは毎月かかる経費の問題でございますけれども、新設の施設ということで、詳細な見積もりというのがなかなか難しいという状況はございました。そういった中で、一応積算の根拠といたしましては、これまでの邑楽町公民館の電気料の面積の案分で、建物の面積が倍になりますので、およそ倍になるだろうということでの積算の根拠で計算をいたしました。それが実際は特にホールの部分におきましては、容積が、天井の高さが大変高いということで、単純な面積案分ではやはり実態と大きく乖離をする部分が出てきたというのがまず第1点でございます。

第2点は、主に8月までは旧邑楽町公民館、中野公民館です。それから、9月以降は中央公民館というようなことで、主に電気料については、そちらに集中的にかかるという想定で考えておりましたが、実際は6月に引き渡しを受けてから開館までの3カ月間、中央公民館におきましても、その準備作業、搬入や、あるいは9月以降のイベントの準備等でほぼ毎日のようにホールを実際は使用をしていたという関係から、この3カ月間が実質的に当初の想定と比べて利用量が非常に多く、実質上ダブるような形で支出が発生をしたということが第2点目でございます。

3点目の問題といたしましては、先ほど中野公民館の実績の倍ということで積算をしたというお話をしたところですが、この旧邑楽町公民館につきましては、実は新電力から電力を購入をしていたわけですが、中央公民館につきましては、この初年度につきましては、新電力が引き受けをしないというようなことで、新電力です。新電力は引き受けをしないということで、東京電力で実績が出ないと見積もりも出してもらえないというような状況だということで、その部分におきましても、かなりの単価が、通常これまでの公民館と比べても単価が非常に高い単価で契約をせざるを得なかったというこの3点について見積もりの甘さからこのような事態が発生してしまったということでございます。

以上です。

○小島幸典議長 神谷長平議員。

○8番 神谷長平議員 昨年度が公民館が、これは決算書なのですけれども、237万5,000円なのです。当初予算が270万円と、今年度が全体、補正と当初を見ますと770万円と、昨年度の役場庁舎の光熱水費が740万円と、かなり料金的に上がってきているのかなと、そういう状況を見たときに、今後この状況が続いてきたときには、歳入が減にもなっている状況がありますので、この光熱水費をいかに減額するか、どういう考えを持っているか、町長にお伺いしたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 端的に申し上げれば、今までの施設に比較して、中央公民館の場合はそれ相当の利用面積、それから容積の話もありましたけれども、そういった全く違った状況があるということがあるものですから、電気料がということですが、さてその電気料が過去に比して多くなっているということに対しては、私はこれからも、現時点でもつくった施設が有効に活用されている。多くの方に利用されているということを考えてみれば、それと端的に比較はできませんけれども、その費用負担ということは、違った面で有効に活用されるのではないか、これからもされていくのではないかというふうに思っておりますので、それは十分な活用でお返しができるかなというふうに思っております。

それから、今、新電力というお話がありました、町のほうでは既に17ですか、17施設について民間からの電気の供給をいただいております。これは、今まで東京電力のほうで受けたものと比較しますと、大変格安な料金で利用させていただいておりますので、そういうことも有効に活用していかなければならないと。

3つ目は、やっぱり何といても節電ということが私は大切だというふうに思います。この節電についても、やはり使っていないときにはもちろん消灯する。そういうことを小まめにやることによっても、かなりの効果が出てくるのではないかというふうに思っております。

さて、最後の収入の面でありますけれども、これらについてもご懸念な部分は十分理解しております。そういうことがないように、いろんな面でこの努力をしていく中で、現在の歳入ベースについて維持できるように努力をしていきたいと、このように思っております。

○小島幸典議長 神谷長平議員。

○8番 神谷長平議員 この公民館つくるときも、公民館が3つあったと、新しくつくるときには統合すると、そういうような話の中でスタートしたのかなと私は記憶しているところでもございますけれども、今、町長が言った話の3点については、当然のことだと思います。私は、この中央公民館ができました。ほかに2カ所あると、統合するという話だったものですから、そのほかの2カ所の施設をどのように、いつごろ統合していくのか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 議員のご質問については十分理解をしております。中央公民館以外の2カ所の施設

については、それぞれ地域の中で、地域の皆さんが有効に活用されております。したがって、既存のある施設については、やはり有効に利用していくべきだというふうにはそういう考えを持っておりますが、しかしこれが将来的なことを考えた場合に、統合ということも議論の中に十分ありましたから、これらも十分考え合わせた上で、有効に活用をしつつも、その状況を踏まえて、そういった状況が来ればやはり統合していくという考え方は必要ではないかと思っております、ではそれがいつごろかということになりますと、やはり十分な状況を踏まえた上での結果になるかと思っておりますので、その施設については現在有効に活用していただいておりますので、それらを踏まえて今後将来的に今ご質問あったようなことも考えていく。それも現時点から踏まえた中で進めていくということが必要だろうというふうには私は思っております。

○小島幸典議長 神谷長平議員。

○8番 神谷長平議員 一応地域で活躍しているということになりますと、確かに中央公民館ができました。中野にも邑楽町公民館はありましたですね。その地域性から見ていくと、ちょうど中央に公民館ができた。そうするとその場合、邑楽町公民館を利用していただいた人たちは、たまたま今回は用途替えしたことで利用できない状況になりましたけれども、その平等性を見れば、当然不利益をこうむるのではないかなと、そういう点が1つ考えられるかなと思っておりますけれども、ですから一日も早くこの3つの公民館を1つに集約してもらって、経済性も考えていただいて、それと地域の平等性も考えてもらってやっていくべきではないかなと思っておりますので、その辺を強く要望させていただきます。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 神谷議員の質問と関連性があるものでございますが、先ほど生涯学習課長の答弁伺いましたけれども、それだけ中央公民館が開館準備事業を含めて、毎日のように使われていたというところで、見積り算定の甘かったという部分だと思うのですが、単純に言えば、使えば使うほど、それだけ光熱水費発生するわけでありまして。それだけ使われているということですから、違う観点からすれば、それだけ中央公民館が皆さんに愛されているという結果にもなるかと思っております。

ただ、今、神谷議員の質問の中にもありましたが、中野の公民館は倉庫としての利用ということで、既にその運用が図られていると。しかし、長柄公民館、それからヤングプラザについては、現状維持のままということでございます。やはり町長おっしゃっておられましたその地域地域でその利用者の方々がおられると、それを活用していただくことがよろしいことだという話がありましたけれども、その答弁と現実今、中野の公民館は集約されたということ踏まえれば、そこに平等性が非常に私はないのではないかという気もいたしております。同じ町内でございますから、当然経費等のことも考え、その集約を一つの公民館建設のプロセスの中でうたっていました、しっか

りと。ですから、中央公民館できましたが、集約はできないということになりますと、やはり人件費、それから光熱水費含めて二重の投資と言わざるを得ない状況が続いていくのかなと。今後それが何年続くか、それも先ほどの答弁の中ではわからないということでございましたけれども、その辺はやはりもう庁内で煮詰めて、個別のさっき私申し上げました管理計画の中ともやはりリンクする話でありますので、その辺は具体性を持って進めていただきたいと、そのように私は考えているのですけれども、いつごろまでにその辺はつきりさせていただけるか。具体的に時期的なことについて私は伺いたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 平等性の質問がありましたが、これについては過日もそうなのですが、長柄公民館のほうを利用している方々がこの中央公民館を利用して、いろんな発表会も長柄公民館まつりという形で発表会もやっていただいておりますし、ヤングプラザのほうもいろんな形でその利用ということについてはしていただくと、またそのことを考えれば、その地域での活動がその発表の場として中央公民館を使っていたとということになれば、平等性は必ずしも100%ということには言えないかもしれませんが、有効に活用していただけるのではないかとこのように思っております。

それから、その統合をいつごろにということですが、これはもちろんその地域で利用している方々のいろんな話を聞く中で、総合的に判断していかなくてはなりませんので、それらについては今後の課題として、担当する課長あるいは教育長のほうでも十分その辺のところを踏まえた中で今後の計画も立てていただけるとこのように思っておりますので、いつごろまでということについては明快にお答えできませんけれども、当初の中央公民館をつくる時に、そういった議論もされましたので、そういうことが余り先送りされないような形の議論はしていきたいと、このように思います。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 平等性が町長の答弁の中では保たれているようなお話でありましたが、それでは中野の公民館を利用していた方々は、中央公民館が新設されてからそちらのほうに全て属していた団体の方は、全てかどうかわかりませんが、活動拠点が移ったわけですが、しかし、平等にアンケート調査を町のほうで行いましたが、利用者の方々に対して。その中では現在のままでよろしい人もいれば、移ったほうが良いと言う人もいれば、使用料のことにしてもそうでしたけれども、いろんな項目でアンケートとりましたけれども、それは一様にどの3館利用している方々の中でも、自分が今まで使っている施設のほうがそれで結構だという人も中にはいました。みんな同じではないですか、条件は。だから1カ所だけこっちに中央公民館のほうに活動拠点を移して、やはり残る2館のほうを今のお話だとずっといつまでも期限もわからない。ずっと使えるだけというか、建物がそれではもう使えない状況まで使っていただくと、そういった理解になってしましますけれども、そういった考え方でよろしいのですか。建物がもう結局寿命が来るわけですが、耐震等

をやって、ある程度延ばした結果でも、ある程度来るわけですよ、何年後かには。その限界まで使っていたらこうと、そういったお考えなのでしょうか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほどのちょっと重複になりますけれども、今利用している方々の状況もあります。そういったいろんな課題を踏まえた中で、現状はそうなっているけれども、将来的にそのことが利用している団体がいわゆる2つの公民館をもういいよということもあるかもしれませんが、現段階ではやはり有効に活用していただいているので、それを使っていく中で、いろいろ意見を聞く中で、いつごろということの判断ができるのではないかとということをお願いしたわけで、その辺については現場を預かる者として、こういったことがあると、いろんな課題だとかあると思います。それなので、課長あるいは教育長のほうでの考え方もあるのではないかとということでお答えしたということです。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

○半田康幸生涯学習課長 議員お尋ねのような形で当初構想をされていたというのは、全くそのとおりでございます。ただ、現状町内全部を合わせますと200団体ほど構成団体があります。そのうち80ぐらいが今、中央公民館で活動しているということでございますけれども、残りの団体が実際にでは全て中央公民館、現状入って活動ができるかということ、現状では非常に厳しい。部屋数等の問題等もあって、非常に厳しい状況というのはございます。もちろん少子高齢化が進んでいる中で、団体数自体は減っている施設もございます。そういった町長もお答えしましたが、実際の利用状況、それからそれぞれの団体の活動状況等を踏まえながら、なるべく合理的な形で施設が有効に活用されるように集約化も図っていくという大きな方向性はもちろんそのとおりだというふうに思いますけれども、なかなか力わざで全ての団体を1カ所に集めてしまうというのは現状では非常に難しい状況もあるということをご理解いただければと思います。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 今、課長の答弁の中に力づくでと、私もそういったことは望んでおりませんよ、一切。それはもう中央公民館を建設するということが検討委員会を開いた段階で、プロセスがそこでもう決まっていたわけではないですか。その3館を集約していくと、将来的にはやはり経費負担が増大していくということの踏まえれば、やはり1館に集約すると。それを目的としてつくるのだということが明確に明言されているわけです。ですから、その段階から、今その段階のときに既に既存の施設を使っている利用者の方々と話し合いを進めていくのが当然のプロセスなのです。今こういう状況になってから、今の話だとその方々とはまたいろいろな協議をしていくようなお話ではないですか。それでは既に遅いのです。経費が二重にかかることというのは、目に見えてわかることではないですか。それが今回のこういった予算づけの裏づけになっているわけです。電気代だって、光熱水費、それから建物に対する保険だとか、そこに配置される職員の人件費ですと

か、いろいろなものが二重にかかってくるわけです。それを効率化させるために中央公民館を建設したと、私はそういう理解でいるので、できる限りその辺は利用者の方々から町側の状況等、また町側のその今の財政的な部分を含めて状況説明をして、利用者の方に納得していただいて、そしてやはり早期のうちに、早期のうちに中央公民館のほうに拠点を移していただくと、そういったやはりお願いをするという形は私は必要だと思っています。そういった利用者に対しての理解を求めていくという作業は、もちろん町長になるかと思うのですけれども、その辺については具体的にどういうふうに進めていきたいと思っています。よろしいですか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 一番基本的なことで進めてきたわけでもありますから、それは統合するということの視点が合ったわけですから、そういうことに向けて議論を進めていくということは、これは必要だというふうに思っております。

では、それをどうするかということは、その過程の中ではいろいろなことはあると思います。あると思いますが、いろいろな費用対効果のことも含めた中で十分な議論がされて、その方向性が決まれば、これは遅いよりも早いほうがいいわけでもありますので、十分担当のほうにもそういった利用している方の意見なり、今後の利用状況等についても踏まえた中で検討して、早期のうちにということで、早いうちにできればというふうに考えていきたいと思っています。

○小島幸典議長 松島茂喜議員、まとめてください。

○4番 松島茂喜議員 質問3回終わりましたので、まとめさせていただきますが、将来の負担、やはり子供たちのためにできる限りそういった負担を残さないという観点からしても、二重にやはり同じような経費が幾つもいろんな施設でこれは使われているということは、非常にこれは余りいい状況ではない。そういったことも踏まえて、この中央公民館をつくったその目的、そういったものをもう一度やはりよく思い返していただいて、もちろん一番大事な部分は経費の部分でございまして。その点が余計にかかれば、どこからかその経費を捻出しなければならない、そういった作業も起きてくるわけですから、ぜひ効率のよいそういった施設運営を心がけていただきたいと、そのように要望して終わります。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 私のほうでは3款民生費、2項についてです。児童福祉総務費の中で、職員の人件費が117万円減額になっております。そのページの引き続きこども園費も174万円、ページを何枚かめくっていただきますと、幼稚園費は748万円の職員人件費が削減されて、その後臨時の職員のほうが増額になっております。これは、大切な子供の保育と教育の場面で、臨時職員の費用だけがふえて、正規職員の費用が減額される、この問題に触れていきたいわけです。

一番大切な保育・教育の場面で、正規の職員が少なくなって、臨時職員がふえるというのは、こ

これは所管の部分と所管ではない部分とありますので、両方の課長に答えていただきたいと思いますが、これはどういう意味でこうなっておりますか。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 個別の各園等の人数、人員等についてはちょっと総務課のほうでは把握しておりませんが、正規職員の人件費につきましては、4月1日の異動等によりまして、あるいはこども園の発足等によりまして、異動したことによって、その前の当初予算に比べて増減が発生したということでございます。特に正規職員が減って、臨時職員がふえているということはございません。

また、臨時職員につきましては、一部保育士等につきましては、派遣等ということで、賃金から委託費のほうに移っております、そのために賃金が減っているというような状況もございます。トータルの人員とすれば、減等はありません。

あと、職員の人件費につきましては、出産等による休暇、育児休業等が発生しますと、賃金等が払われなくなりますので、それに伴う減というものもあると思います。

以上でございます。

○小島幸典議長 塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 そうしますと、大体の理解はできたのですが、派遣業務委託料というのが新たに発生したわけでございます。国でもこれは大変な問題になっておりまして、派遣業の方たちのもとでその質が下がるとか、派遣業の方が全部下がっているというわけではないのですけれども、そのところの派遣ではなく、責任のある立場の人たちですので、しっかりとした職員の配置をお願いしていきたい。それぞれの課長たちも先回保育士が集まらない。自分たちの中では、なかなか保育士が集まらないということで、派遣の方をお願いしたら、派遣業務の方から何人かが獲得できたと、そういうような答弁を实はいただきました。

しかし、その努力がまだ足りないのではないかとということを申し上げたいです。毎月の広報には載っておりますけれども、もう一つアピールをして、しっかりとした保育士たち、あと教員たちを集めて保育の充実を図っていただきたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 ご質問の中で派遣された保育士の問題もありましたけれども、当然資格取得者でもありますので、その内容については私は同等のものを持っている、また質も持っているというふうにしておりまして、一番問題なのは、この保育園児を措置するのに、その措置の基準というのが大変緩和されてきてまして、そして一定の基準を満たすと、保育園の入所が可能ということになりまして、言ってみればこの対応が大変難しい状況になってきていることが1つあります。その措置をした場合には当然保育園としての最低基準におさまっていないと、これは大変なことになりますので、その最低基準に合わせるためのということで、派遣の方からお願いしているというのがあります。保育士の資格を持っているにもかかわらず、働いていない方ということのいわゆる埋もれて

いるということは、ちょっと適当でないかもしれませんが、そういう方もおります。おりますが、やはり保育園の勤務形態からいって、長時間働くということではなくして、短時間で就労という希望者はいるようでありますけれども、8時間をずっと延長してやっていただくという方が大変少なくなっているという現状もありますので、そういった形で委託を派遣会社のほうにお願いをしているという経緯でもあります。やはり議員が言われますように、保育園の質が低下するのでは子供に対してのこの問題でもありますので、そういうことがないように、それぞれの園の園長が十分指導する中で対応していただいているということでもありますので、十分な体制ができるような努力は今後していきたいと、このように思います。

○小島幸典議長 塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 邑楽町の保育士の賃金が830円とお聞きしました。派遣の方にお支払いするのは、はっきりと出ないというようなこともあったそうですけれども、課長のほうからはそのところははっきりと申し上げられないと言っていましたけれども、1,300円とか1,500円またはそれ以上の金額は派遣業の方にはお支払いすると、そういうような状況であるらしいです。しかし、それでは本当の労働者のところの臨時職員の830円、しっかりと同一労働・同一賃金であるならば、830円を格上げして、額面を上げてしっかりと仕事をしていただくのが本筋ではないかと思うのです。派遣業の方たちがその管理をするために、悪い言葉で言えば上前をはねるといふか、その利益の支払った賃金の中から上のお金を取って、それから派遣の方にお支払いするというシステムだと思うのですが、そうではなくて、直接雇用にということを私は望みます。直接雇用にして、しっかりと残業代もつく、そういうふうな職員体制、それから臨時の人の体制にもしていただきたいと思っております。そのところに対して町長のご意見だけお願いします。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 総合的な話については町長のほうからあると思いますが、賃金につきまして町の一般事務のパート職員については、先ほど議員のおっしゃいました830円というような単価になっております。ただ、保育職場及び幼稚園の教諭及び保育士につきましては、パート職員の単価については930円ということになっております。また、これは時間勤務の職員でして、フルタイムの月給対応の職員については、これは月給という形で出ていますので、ちょっと人によって違いますけれども、1人当たりその方の給料を例えば1時間当たりに換算すると1,000円を超えるような単価にはなると思います。

派遣職員につきましては、先ほども話したように、町からはその維持費、管理費、諸手当等も含めて派遣会社のほうに支払っておりますので、ご本人にどのような額がいつているのかはわかりませんが、フルタイムの職員等考えれば遜色のない金額がいつているのではないかなというふうに、フルタイムの職員にもそれなりの金額がいつているというふうに考えております。

また、町の基本的な考えは直接雇用ということでございます。それが達成できなかった場合に、

やむなく派遣をお願いしているというのが現状であります。

私のほうからは以上でございます。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 いろんな問題があつて、お預かりしている園児の方に十分な体制がとれないということではこれは困りますので、保育園運営については十分最低基準ということがあるわけでもありますので、そういったことをクリアした中で子供たちにそのことのしわ寄せがいかないような保育園運営はしていきたいと、このように思います。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 今の問題にちょっと関連します。

さきの全員協議会の中でも私町長に申し上げました。今の邑楽町における保育事業の中で、派遣に頼らざるを得なくなってきたこの現実と、そして今、町長のほうから言われました規制緩和によって、今まで以上に部屋に多くの子供たちを入れると。その結果、そののところを保障してくれる一番大事なところの保育士がそれに対応しておらないわけで、その結果、現場では何が起きているかという実態をやはりつかむことが必要ではないかというふうに思います。

やっぱりいろいろ努力は、これはさきの全員協議会の中でも、担当課長のほうからいろいろ話がありました。いろいろそれなりの努力をして募集をかけているのだけれども、なかなか集まらない。その原因は、今先ほど来に議員のほうからも話がありましたように、待遇の問題だということが決定的なあれになるわけですけれども、その辺についてこれから恐らく特にゼロ歳・1歳・2歳児、これは当然ふえていくというふうに考えなければならぬと思います。そのときにますますこの現象はやっぱりもう浮き上がってくるわけでありまして、それによって対応するそこに人材派遣を求めるといふことになると、本来の邑楽町の子供を育てる一番大事なところが何かちょっと崩れていくのではないかというおそれを私は思うわけで、そのところを今後どうしていくかという点については、非常に難しい問題ですけれども、町長の基本的な考え方を本会議の場にありますので、お聞きをしたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 私は、保育園児、幼稚園児も含めてやはり健やかに成長していくような環境整備は整えていかなければならないというふうに思っています。先ほど最低基準というお話をしましたが、保育園も幼稚園もそれぞれ措置をした園児に対しては、指導者の保育士、幼稚園教諭の体制ということきちっと備えていかなければ、そういう環境はつくりえないわけでもありますので、やはり保護者の皆さんが安心して保育園、幼稚園に預けてよかったと言われるようなこの児童福祉の面は充実していかなければならないというふうに思っています。たまたまいろんな問題で措置する子供がふえておりますけれども、それに今十分対応できない。したがって、派遣の方をお願いしていると

いう事実はありますけれども、こういったことはこれからある面ではますます広がっていくと思えますけれども、担当のほうもその働いていない保育士も大変いるようでもありますので、そういったことの努力と、それから待遇面においては2年後にはいろんな形で法改正もあるようであります。したがって、そういうことを十分理解した上で、対応をし、保育士のほうが幼稚園の教諭が指導できるような体制づくりはとっていきたいというふうに思います。安心して預けていただけるような環境をつくっていきたいと、こんなふうに思います。

○小島幸典議長 大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 非常に厳しい状況の中ですから、執行者とすればそのご苦勞と申しますか、心痛は察するのですけれども、やはりこれは現実の問題、今既に起こっている問題、これは必ず解消する問題ではなくて、ますますひどくなるのはこれ目に見えているわけです。だから、そういう点で、抽象的なことではなくて、やはり思い切った施策を考えていかざるを得ない、そういう今時期なのです。だから、そこを人材派遣という形で頼るというのではなくて、基本的にはこれ子供がこれから措置する人数がふえていくということは、小規模保育とか、いろいろ今言われております。しかし、基本的にはやはり自治体が責任を持って子供を預かって育てるという立場からすれば、やはり認定の保育園の増設の問題とか、当然そういうふうなことを考えていかざるを得ない、そういうふうになってくると私は思っています。

それから、待遇の面においては、先ほど2年後ということがあります。会計年度の任用制度が変わると申すことは、これ国の政策としてもう決まっているわけです。これに対して、ただ問題はそこにお金がかかるわけですから、このお金を国のほうは何の根拠も示していない。こういう法律ですから、枠はつくったけれども、後から細かいことは決めるのだという内容ですから、だからそういうことではなくて、やはり邑楽町としてこれから少子高齢化を解消して、邑楽町で子育てしやすい町にしていくのだということも、第六次総合計画、町の指針として大きく掲げている面から言っても、これを思い切った施策をやっぱりやる必要があるというふうに思います。

最後に一言、また町長の所見を伺って終わりにします。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 総合計画というお話が出ました。それをもとにして子育て環境の充実、加えて安心してお預かりした園児のみならず、小中学校の生徒にも十分な対応ができるように努力をしていきたいと、このように思います。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第58号 平成30年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午後 零時 3 2 分 休憩〕

---

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1 時 3 0 分 再開〕

---

◎日程第 1 3 議案第 5 9 号 平成 3 0 年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予  
算

○小島幸典議長 日程第13、議案第59号 平成30年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題と  
します。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第59号 平成30年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、  
提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,441万4,000円を追加し、予算の  
総額を34億6,272万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、財産収入及び繰入金を増額するものであり、歳出については、総務費、保険給  
付費、保健事業費及び基金積立金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第59号 平成30年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第60号 平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正  
予算

○小島幸典議長 日程第14、議案第60号 平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第60号 平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219万5,000円を追加し、予算の総額を2億8,561万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料及び諸収入の増額と繰入金の減額であり、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第60号 平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第61号 平成30年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○小島幸典議長 日程第15、議案第61号 平成30年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第61号 平成30年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ730万7,000円を追加し、予算の総額を20億3,454万円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び諸収入の増額であり、歳出については、総務費、保険給付費、積立金、地域支援事業費及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第61号 平成30年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第62号 平成30年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○小島幸典議長 日程第16、議案第62号 平成30年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第62号 平成30年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万6,000円を追加し、予算の総額を2億8,289万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金を増額であり、歳出については、下水道費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第62号 平成30年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第63号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○小島幸典議長 日程第17、議案第63号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第63号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、

提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ531万円を減額し、予算の総額を2億3,310万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の減額であり、歳出については、学校給食センター費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第63号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○小島幸典議長 以上で本日の日程は終了しました。

あす11日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 1時42分 散会〕